

公 示

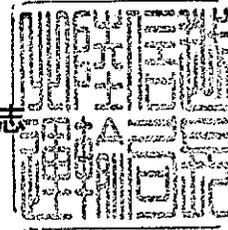
公示第49号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月19日付け公示第35号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年8月30日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p data-bbox="456 320 757 352">公 示</p> <p data-bbox="141 395 315 427">公示第35号</p> <p data-bbox="271 504 943 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="114 651 1099 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="141 799 882 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="141 906 421 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="591 1015 983 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="591 1126 622 1158">記</p> <p data-bbox="197 1198 461 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 1305 790 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="197 1409 949 1473">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正） この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>	<p data-bbox="1473 320 1774 352">公 示</p> <p data-bbox="1155 395 1330 427">公示第35号</p> <p data-bbox="1290 504 1962 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1128 651 2114 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1155 799 1897 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1155 906 1435 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1603 1015 1995 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1603 1126 1635 1158">記</p> <p data-bbox="1211 1198 1476 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1211 1305 1805 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="1211 1409 1964 1473">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正） この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年8月27日付け公示第34号で一部改正）
この公示は、令和3年8月27日から適用する。

附 則（令和4年8月30日付け公示第49号で一部改正）
この公示は、令和4年8月30日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年8月27日付け公示第34号で一部改正）
この公示は、令和3年8月27日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和3年度末 車両数(両)	令和3年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	326	290	991	67.1
	長岡交通圏	109	96	279	60.9
	上越交通圏	67	60	151	55.6
	柏崎市 A	27	24	61	55.7
	新発田市 A	27	24	57	52.6
長野	長野交通圏	122	108	624	80.4
	松本交通圏	105	93	383	72.6
	上田市 A	21	19	86	75.6
	飯田市 A	54	48	164	67.1
富山	富山交通圏	88	78	323	72.8
	高岡・氷見交通圏	54	48	178	69.7
	砺波市 B、南砺市	14	12	37	62.2
石川	金沢交通圏	366	326	1,262	71.0
	南加賀交通圏	59	53	242	75.6

※上記「令和3年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	458	407	996	54.0
	長岡交通圏	162	144	285	43.2
	上越交通圏	90	80	151	40.4
	柏崎市 A	39	34	61	36.1
	新発田市 A	36	32	57	36.8
長野	長野交通圏	205	182	637	67.8
	松本交通圏	191	169	445	57.1
	上田市 A	35	31	86	59.3
	飯田市 A	74	66	170	56.5
富山	富山交通圏	157	140	349	55.0
	高岡・氷見交通圏	84	75	183	54.1
	砺波市 B、南砺市	17	15	39	56.4
石川	金沢交通圏	613	545	1,268	51.7
	南加賀交通圏	92	82	247	62.8

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和3年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	9,244,749	6,233,183	33,965,278	0.42	215,991	0.80	0.90
	長岡交通圏	2,555,823	1,707,880	8,911,966	0.45	74,841	0.80	0.90
	上越交通圏	1,675,762	1,180,559	5,477,651	0.48	43,561	0.80	0.90
	柏崎市 A	679,994	503,963	2,238,645	0.48	17,299	0.80	0.90
	新発田市 A	566,183	432,099	1,978,215	0.45	16,280	0.80	0.90
長野	長野交通圏	3,417,939	1,841,993	14,158,956	0.45	124,372	0.80	0.90
	松本交通圏	2,808,195	1,524,577	11,161,171	0.45	102,091	0.80	0.90
	上田市 A	657,336	378,081	2,341,060	0.48	18,810	0.80	0.90
	飯田市 A	1,068,364	761,992	3,771,237	0.43	34,024	0.80	0.90
富山	富山交通圏	2,678,998	1,545,090	10,116,262	0.49	83,165	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,332,898	801,719	4,737,766	0.47	44,328	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	198,908	142,632	665,204	0.46	9,124	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	8,940,783	5,500,696	34,635,448	0.39	265,806	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	1,710,960	1,051,765	6,660,636	0.43	47,398	0.80	0.90

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和2年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	8,716,213	9,129,568	37,718,270	0.42	229,536	0.80	0.90
	上越交通圏	2,534,914	2,689,386	10,011,466	0.45	79,355	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,581,651	1,661,395	6,033,661	0.48	45,880	0.80	0.90
	新発田市 A	756,497	737,404	2,538,065	0.48	19,166	0.80	0.90
	新潟交通圏	573,431	603,945	2,155,823	0.45	16,953	0.80	0.90
長野	松本交通圏	3,148,850	3,265,360	16,398,893	0.45	136,328	0.80	0.90
	上田市 A	2,628,413	2,797,293	12,952,174	0.45	117,031	0.80	0.90
	飯田市 A	574,801	639,870	2,659,565	0.48	20,328	0.80	0.90
	長野交通圏	1,000,374	1,058,981	4,269,703	0.43	37,612	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	2,623,233	2,858,341	11,508,589	0.49	91,372	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	1,300,072	1,303,625	5,379,985	0.47	48,251	0.80	0.90
	富山交通圏	191,610	181,501	763,339	0.46	10,036	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	8,697,663	9,492,525	39,089,850	0.39	290,540	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	1,559,023	1,649,394	7,437,746	0.43	52,425	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成29年度から令和3年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成29年度から令和3年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成28年度から令和2年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値